



令和7年2月1日（土）から開始 我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度

我孫子市男女共同参画条例に基づき、全ての人の人権が尊重され、多様な価値観を認め合う社会の実現を目指すため、我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を2月1日（土）から開始します。

制度概要

◎パートナーシップ届出制度：性別などにかかわらず、人生のパートナーであることを約束した二人が市に届け出し、市が届出受理証明カードを交付します。

◎ファミリーシップ届出制度：パートナーシップ関係にある二人とともに、子どもや親が家族（ファミリー）であることを届け出ると、証明カードにファミリーシップ対象者氏名を記載することができます。

◎対象：同性・異性を問いません（同性カップル、事実婚など）。

◎利用できる行政サービスの例：住民票の続柄を「縁故者」にできる、公営住宅（市営・県営）の入居申し込みなど

今後の展開

利用者の利便性を図るため、今後「パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携」（令和7年1月1日時点、県内13市加入）と「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」（令和7年1月1日時点、全国170自治体加入）に加入し、他自治体との連携を図る予定です。これにより、制度利用者が連携自治体間で転入・転出をする場合、同制度の手続きが簡素化されます。

第 号

我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード

我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、届出がなされ、これを受理したことを証明します。

届出日 年 月 日 交付日 年 月 日

本人	パートナー
生年月日 年 月 日生	生年月日 年 月 日生
住所	

我孫子市長

【このカードを提示された方へ】

このカードは、人生のパートナーや家族であることを市に届出し、受理されたことを証明するものです。届出によって法律上の効果が生じるものではありませんが、この主旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

この制度を利用する方の性のあり方（性的指向、性自認等）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)

本人	パートナー
ファミリーシップ対象者	

【問い合わせ】

我孫子市市民生活部市民協働推進課

男女共同参画室 担当：三浦

電話：04-7185-1111（内線294）